

亀山市

福祉医療費助成制度の手引き

(医療機関等用)

平成30年9月診療以降

平成30年7月

亀山市 生活文化部

市民課 医療年金グループ

この手引きで使用する用語について、次のとおり表記します。

- 福祉医療費領収証明書 → 「領収証明書」
- 福祉医療費受給資格証 → 「受給資格証」
- 社会保険診療報酬支払基金 → 「支払基金」
- 三重県国民健康保険団体連合会 → 「国保連合会」

《問い合わせ先》

亀山市生活文化部市民課 医療年金グループ

電 話：0595（84）5005

F A X：0595（82）1434

E-mail：nenkin@city.kameyama.mie.jp

目次

第1章 亀山市における福祉医療費助成制度について

- 1 現行制度の概要（償還払い）…………… 1
- 2 他の公費負担制度との優先関係…………… 3
- 3 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済の取扱いについて…………… 4

第2章 医療機関等における取扱いについて（現物給付）

- 1 現物給付の実施…………… 5
- 2 受給資格証の確認…………… 5
- 3 有効期間の確認…………… 6
- 4 限度額適用認定証の確認について…………… 6
- 5 自己負担額の徴収…………… 6
- 6 現物給付対象者判定フローチャート…………… 7

第3章 受給資格証について

- 1 償還払い用の受給資格証見本…………… 8
- 2 現物給付用の受給資格証見本…………… 9
- 3 公費負担者番号（現物給付）…………… 9

第4章 医療費助成の流れについて

- 1 償還払いの場合…………… 10
- 2 現物給付の場合…………… 12

第5章 レセプトの記載要領（現物給付）

- 1 レセプト作成にあたっての留意点…………… 13
- 2 レセプトの記載事例及び計算事例…………… 13

第6章 現物給付に関するQ&A

- 1 受給資格について…………… 14
- 2 医療機関等窓口での取り扱いについて…………… 15
- 3 併用レセプトの提出について…………… 16

第1章 亀山市における福祉医療費助成制度について

1. 現行制度の概要（償還払い）

	障がい者	65歳以上障がい者	一人親家庭等
領収証明書における助成種別	1	提出不要	2
要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 身体障害者で等級が1級～4級の方 ● 療育手帳 A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）または知能指数が50以下と判定された方 ● 精神障害者保健福祉手帳1級の方（通院のみ） 	左記の障害要件を備えた後期高齢者医療制度の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ● 18歳未満児（18歳に達する以後の最初の3月31日まで）を扶養している一人親家庭等の父または母及びその児童 ● 父母のいない18歳未満児
所得制限	無		有
助成の内容	保険診療分の自己負担相当額（加入している医療保険から支給される付加給付や高額医療費は除く） *精神1級は通院のみ		保険診療の自己負担相当額（加入している医療保険から支給される付加給付や高額医療費は除く）
償還払いの支給日(最短)	診療月の翌々月の末日	診療月の5か月後の末日	診療月の翌々月の末日
重複該当する場合の優先順位	1		2
市単独事業	身体障害者手帳4級の方 療育手帳B1（知能指数50以下）の方 県所得基準超の方 食事療養費標準負担額（住民税非課税世帯で減額認定を受けている方）		県所得基準+80万円の方 食事療養費標準負担額（住民税非課税世帯で減額認定を受けている方）

*「〇歳年度末までの子ども」とは、〇歳になった日以降の最初の3月31日）までにある子どものこと。

《共通要件》

- 亀山市に住所を有する。
- 医療保険に加入している。
- 所得制限の要件を満たす。（一人親家庭等のみ）
- 生活保護法による保護を受けていない。

	子ども
領収証明書における助成種別	3
要件	中学校修了まで（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の児童
所得制限	無
助成の内容	保険診療の自己負担相当額（加入している医療保険から支給される付加給付や高額医療費は除く）
償還払いの支給日(最短)	診療月の翌々月の末日
重複該当する場合の優先順位	3
市単独事業	中学生（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の児童 県所得基準超の方 食事療養費標準負担額（住民税非課税世帯で減額認定を受けている方）

《助成方法》

県内医療機関等	医療機関等の領収証明書による償還払い
県外医療機関等・療養費（治療用装具等）	受給者の申請による償還払い
65歳以上障がい者医療費	自動償還払い（領収証明書、助成申請は不要）

医療費助成の対象外となるもの

- 受給資格証の提示がない場合
- 医療保険が適用されないもの
- 入院時の食事療養費標準負担額、生活療養費標準負担額
(ただし、住民税非課税世帯で減額認定を受けている方は除く)
- 保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校など学校管理下の負傷・疾病に係る日本スポーツ振興センター災害共済の給付対象となる診療
- 交通事故等の第三者行為、労災による診療

2. 他の公費負担制度との優先関係

福祉医療費助成制度よりも、他の公費負担制度が優先して適用されます。

先に適用した公費負担制度に自己負担がある場合は、各公費の「自己負担上限額管理票」に記載した当該負担額が福祉医療費の助成対象となります。

※他の公費負担制度の例

- (15) 更生医療、(16) 育成医療、(21) 精神通院医療、
- (23) 養育医療、(52) 小児慢性特定疾病医療費、
- (54) 特定医療費（指定難病）など

<自己負担上限額管理票の記載例>

30年 9月分自己負担上限額管理票

受診者	亀山 太郎	受給者番号	XXXXXXXX		
月額自己負担上限額 5,000円					
日付	指定医療機関名	医療費総額 (10割)	自己負担額	自己負担の累積額 (月額)	徴収印
9月5日	〇〇医院	10,000	2,000	2,000	㊟
9月10日	〇〇医院	3,500	700	2,700	㊟
9月10日	××薬局	5,000	1,000	3,700	㊟
9月21日	△△クリニック	10,000	1,300	5,000	㊟
9月21日	□□薬局	5,000			

下記のとおり月額自己負担上限額に達しました。

日付	指定医療機関名	確認印
9月21日	△△クリニック	㊟

2,000の自己負担額が福祉医療費の助成対象になります。

公費負担制度は、国や地方自治体の費用（公費）負担により提供される医療で、法律にもとづき実施されています。

一方、福祉医療費助成制度は、国からの補助金はなく、三重県からの補助と亀山市の財源のみで実施しています。公費負担制度で軽減されている医療費は少なくないことから、福祉医療費助成制度の持続的な運営のために、公費負担制度の優先使用にご協力をお願いします。

3. 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済の取扱いについて

福祉医療費の受給者が、学校管理下での負傷又は疾病により受診した場合は、下記の点に留意してください。

- 学校管理下での負傷又は疾病など、日本スポーツ振興センター災害共済の給付対象となる医療費については、福祉医療費の助成対象となりません。
- 保護者から学校管理下での負傷又は疾病であると申し出があった場合は、領収証明書は提出しないでください。また、現物給付対象者である場合は、自己負担額を徴収してください。
- 領収証明書を提出した後に、保護者から学校管理下での負傷又は疾病であると申し出があった場合は、亀山市生活文化部市民課医療年金グループ（電話0595-84-5005）までご連絡ください。提出月の翌月中旬までなら助成を止めることが可能です。
- 福祉医療費を助成した後に、災害共済の対象であることが判明した場合は、市から受給者（保護者）へ当該医療費の返還を請求します。

【亀山市から受給者（保護者）への周知について】

- 受給資格証交付時に、学校管理下での負傷又は疾病で受診する際には受給資格証を提示しないよう説明を行います。
- 広報や受給資格証更新時に、日本スポーツ振興センター災害共済給付が優先する旨を周知します。

第2章 医療機関等における取扱いについて（現物給付）

1. 現物給付の実施

（1）対象者

亀山市の福祉医療費の受給資格（子ども、一人親家庭等、または障がい者医療費）を有する0歳から6歳までの未就学児

※6歳になった日以降の最初の3月31日まで

※受診時に亀山市から転出している場合は不可

（2）実施時期

平成30年9月1日から

（3）対象の医療機関

亀山市内の内科、歯科、調剤薬局、訪問看護ステーション

（4）対象の医療費

保険診療の自己負担相当額

※国民健康保険加入者の入院時は、限度額適用認定証の提示が必要です。提示がない場合は、現物給付の対象となりません。（詳しくは6頁を参照してください。）

入院時食事療養費（住民税非課税世帯に限る。）

※住民税非課税世帯の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示が必要です。

2. 受給資格証の確認

福祉医療費の助成を行うには、受給資格証の提示が必要になります。医療機関等の窓口では、毎回、医療保険証と受給資格証の提示を求め、現物給付対象年齢の受給者については、亀山市が交付する現物給付用の受給資格証（白色）を必ず確認してください。なお、受給者の住所に変更がないか（亀山市から転出していないか）の確認も併せてお願いいたします。

受診時に現物給付用の受給資格証が確認できない場合は、自己負担額を徴収し、償還払い用の受給資格証を確認した上で、償還給付のものとして領収証明書を提出していただくこととなります。

※医療機関等において、ひと月のうち、受給資格証を「確認できた日」と「確認できなかった日」が混在する場合は、以下の取扱いも可能です。

〈事例〉

①9月10日受診 現物給付用の受給資格証提示あり
⇒現物給付扱い（自己負担なし）

②9月12日受診 受給資格証の提示なし
⇒助成対象外（自己負担を徴収する）

③9月25日入院 前回（9月12日）受診に対する現物給付用の受給資格証の提示あり
⇒医療機関等により受給者へ自己負担を返金し、現物給付扱いとすることも可能です。

審査支払機関（支払基金・国保連合会）へのレセプト提出までの間であれば、現物給付用の受給資格証の後日確認を可とします。ただし、窓口にて受給資格証表示の住所に変更がない（亀山市外へ転出していない）ことを必ず確認してください。

【亀山市から受給者（保護者）への周知について】

- 受給資格証交付時に、毎回提示する必要があることについて説明を行います。
- 広報や受給資格証更新時に毎回提示する旨の記載をして周知します。

3. 有効期間の確認

受給資格証には有効期間が記載されていますので、期間内の受診であるか確認してください。

また、期間内の受給資格証を持っていても、亀山市外へ転出する等により、資格を喪失している可能性があります。つきましては、医療機関等での口頭確認（受給資格証の住所に変更がないか（市外へ転出していないか））をお願いいたします。

口頭確認により、受診時に転出していることが判明した場合は、亀山市の福祉医療費の助成対象外になりますので、自己負担の徴収をしてください。

【亀山市から資格喪失者に対する対応について】

- 転出等により資格を喪失した受給者（保護者）に対し、速やかに受給資格証を返還する必要がある旨を周知し、失効した受給資格証の回収に努めます。
- 有効期間を過ぎた受給資格証を誤って使用しないよう注意喚起を行います。

4. 限度額適用認定証の確認について

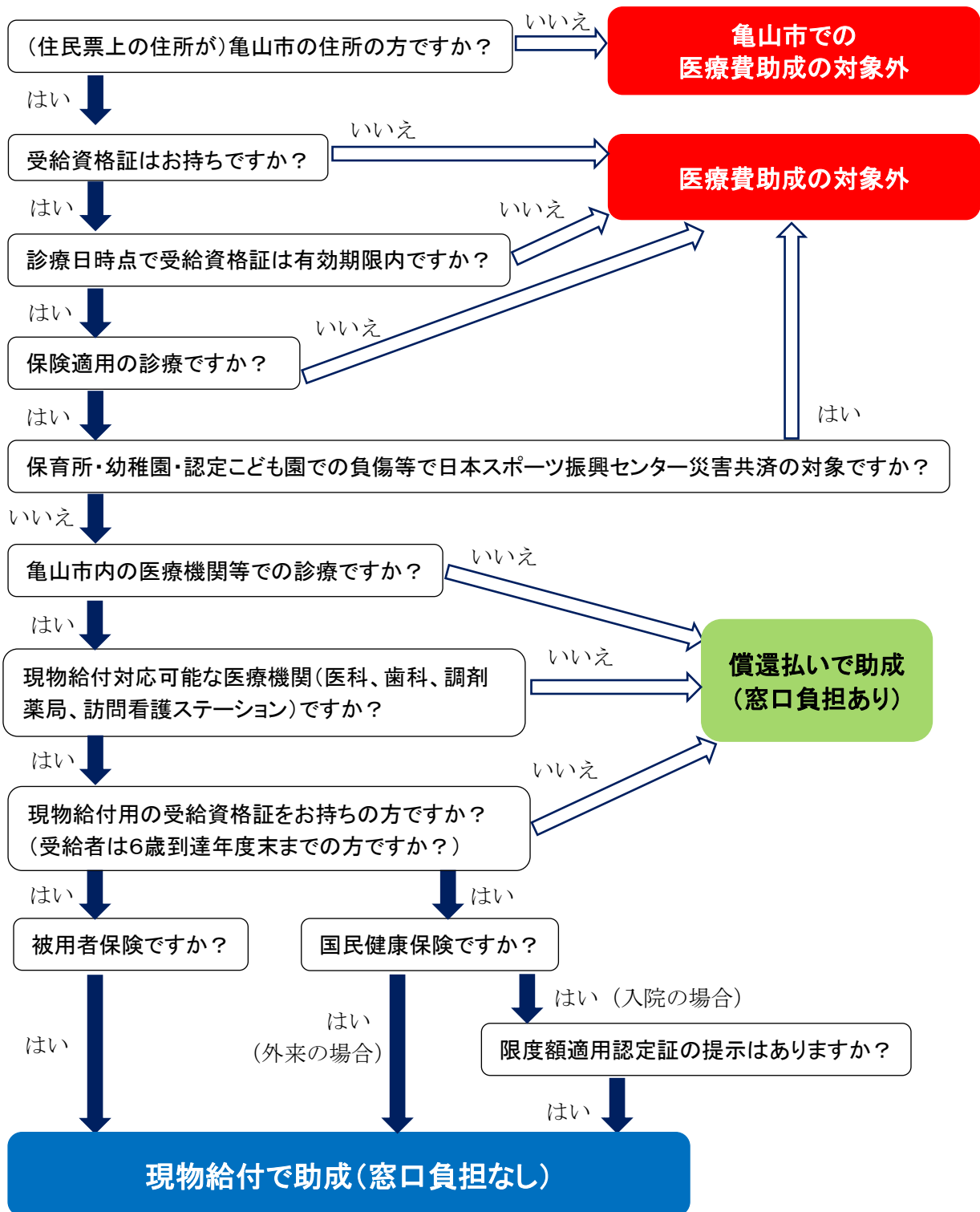
高額療養費に該当する場合、被用者保険では一律「区分（ウ）：一般」の所得区分で、国民健康保険では所得区分（ア）～（オ）に応じた高額療養費の算定が定められています。

国民健康保険加入者については、入院に限り、限度額適用認定証の提示がなければ現物給付の対象になりません。このため、高額療養費の発生が予想される場合は、予め限度額適用認定証の申請を行うよう保護者に案内していただき、受給資格証と併せて限度額適用認定証の提示を受けてください。

5. 自己負担額の徴収

保険診療の対象とならない医療費は助成対象外となりますので、窓口で徴収してください。

6. 現物給付対象者判定フローチャート



※他の公費負担制度(育成医療、精神通院医療、養育医療、小児慢性特定疾病医療など)が適用される場合は、その受給者証と自己負担上限額管理票も併せてご確認ください。

第3章 受給資格証について

現物給付対象年齢の受給者には、従来の償還払い用の受給資格証と折り合わせにして現物給付用（白色）の受給資格証を交付します。

なお、現物給付に対応するため、平成30年9月1日から未就学児受給者全員の受給資格証番号が変わりますので、ご注意ください。

1. 償還払い用の受給資格証見本（黄色・ただし中学生は朱色）

亀山市福祉医療費受給資格証 1. 心身障害者 2. 一人親家庭等 (精神障害については通院者) 3. 子 ども 4. 65歳以上心身障害者					種別の表記があります	
受給資格証番号		XXXXXXXX			現在は6ケタ。今後の新規取得者は7ケタ（末尾番号が検証番号になります。）	
受給資格者	住 所	亀山市本丸町577番地				
	保護者等氏名	亀山 太郎				
	フリガナ	カメヤマ ハナコ				
	氏 名	亀山 花子				
	生年月日	平成30年 1月 1日	性別	女		
有効期間	平成30年 9月 1日から 平成31年 8月31日まで					有効期間の終わりが「8月31日」でない人もいますのでご確認ください。
発行機関名	亀 山 市 長【公印】					
交付年月日	平成30年 9月 1日					

※現在は（若草色）平成30年9月1日以降は（黄色）

2. 現物給付用の受給資格証見本

(前頁記載の色)

(白色)

亀山市福祉医療費受給資格証				
1. 心身障害者		2. 一人親家庭等		
3. 子ども		4. 65歳以上心身障害者		
受給資格証番号	XXXXXXXX			
受給資格者	住所	亀山市本丸町577番地		
	保護者等氏名	亀山 太郎		
	フリガナ	カメヤマ ハナコ		
	氏名	亀山 花子		
	生年月日	平成30年 1月 1日	性別	女
有効期間	平成30年 9月 1日から 平成31年 8月31日まで			
発行機関名	亀山市長【公印】			
交付年月日	平成30年 9月 1日			

現物給付 亀山市内対応医療機関のみ有効 亀山市 福祉医療費受給資格証 ※未就学児のみ対象				
公費負担者番号	81240103			
受給資格証番号	XXXXXXXX			
受給資格者	住所	亀山市本丸町577番地		
	フリガナ	カメヤマ ハナコ		
	氏名	亀山 花子		
	生年月日	平成30年 1月 1日	性別	女
有効期間	平成30年 9月 1日から 平成31年 8月31日まで			
発行機関名	亀山市長【公印】			
交付年月日	平成30年 9月 1日			

(切り離さず山折りにして使用してください)

亀山市外へ転出した場合等、資格喪失後は使用できません。
万が一使用した場合は、亀山市への返金が発生しますので、証は速やかに返却してください。
※医療機関等の窓口で、健康保険証とともに提示してください。
亀山市内の医療機関等においても、現物給付に対応していない場合がありますので、受診の前に医療機関等にご確認ください。

※未就学児の受給資格証番号は現在の6ケタから7ケタに変更になります。

※6歳に達する児童の現物給付の有効期限は6歳になった日以降の最初の3月31日

※未就学児以外の受給者の方は償還払いのまま、番号も6ケタのままです。

ただし、今後受給資格を新規で取得される方は7ケタ(末尾は検証番号)となります。

3. 公費負担者番号(現物給付)

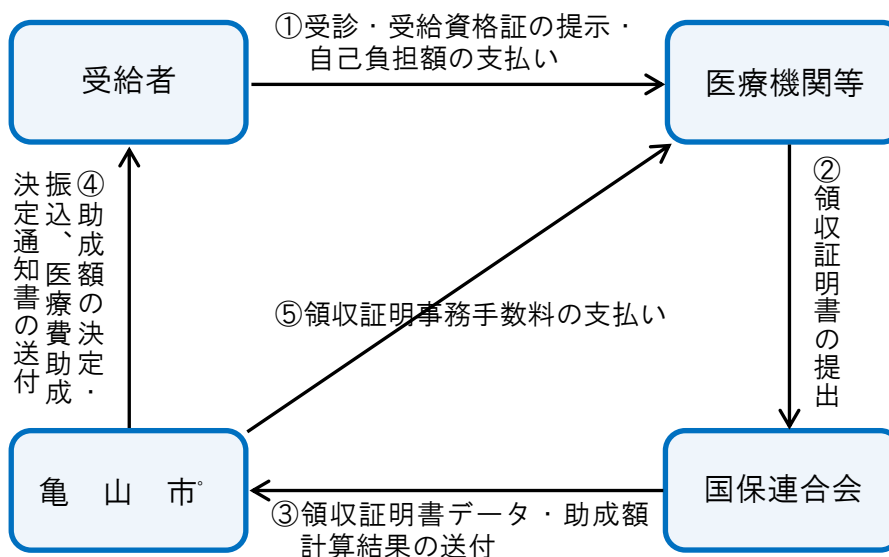
公費負担者番号は、8桁の算用数字から構成されています。

	法別		都道府県		実施機関			検証
子ども	8	1	2	4	0	1	0	3
一人親家庭等	8	2	2	4	0	1	0	2
障がい者	8	0	2	4	0	1	0	4

第4章 医療費助成の流れについて

1. 償還払いの場合

(1) 子ども、一人親家庭等、障がい者、医療費の償還払い



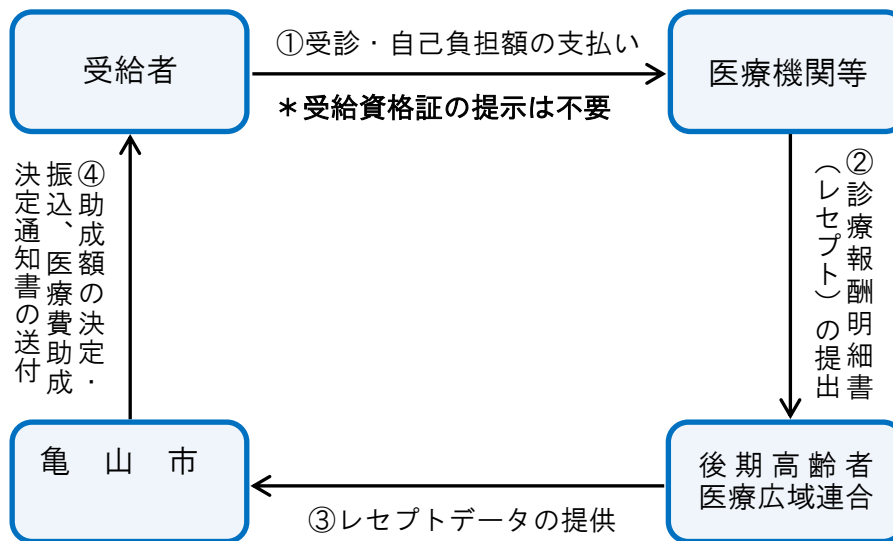
- ①受給者は、受給資格証を提示し、自己負担額を支払います。
- ②医療機関等は、領収証明書（または一覧表）を国保連合会へ提出します。
（診療月の翌月15日まで）
- ③国保連合会は、市に領収証明書データ・助成額計算結果を送付します。
（診療月の翌々月6日頃）
- ④市は、助成額を決定し、受給者に支払います。（診療月の翌々月の末日）
※助成金の支払日は市町によって異なります。
- ⑤市は、医療機関等に領収証明事務手数料を支払います。

《領収証明事務手数料について》

提出された領収証明書のうち、助成決定したものについて1枚につき200円（一覧表形式は、受給者一人あたり4件につき200円）の証明事務手数料を指定の口座へ振込みます。（診療月の翌々月末）

※証明事務手数料の支払方法・時期は各市町によって異なります。

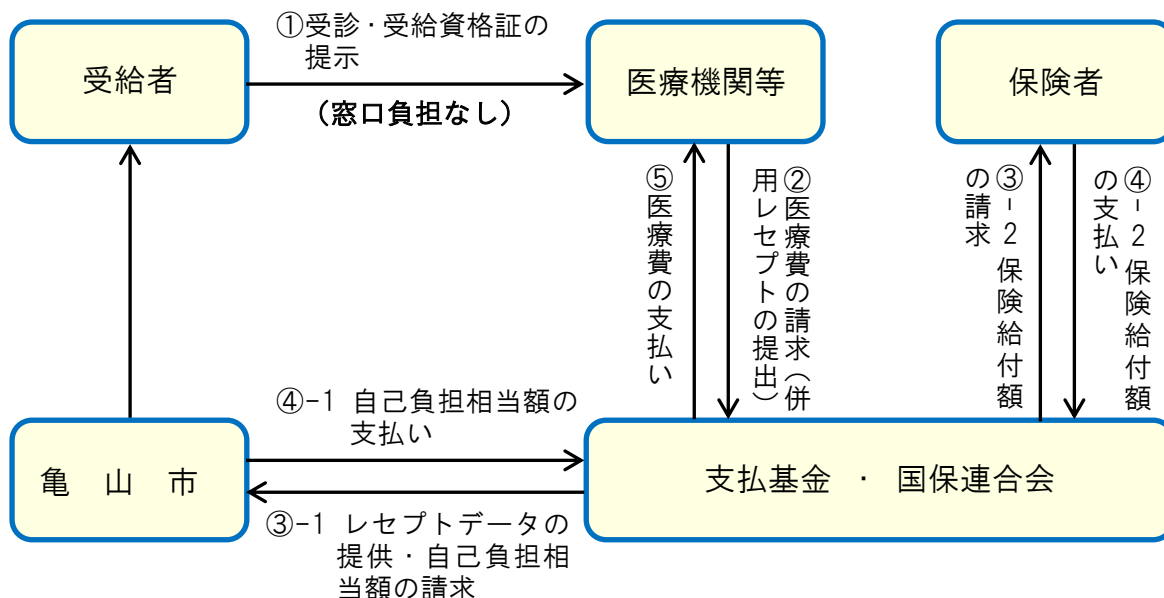
(2) 65歳以上障がい者医療費の償還払い



65歳以上障がい者医療費（亀山市では黄色の受給資格証）は、領収証明書を提出していただく必要はありません。また、診療報酬明細書等（レセプト）へ福祉医療費について記載していただく必要はありません。

2. 現物給付の場合

(1) 現物給付（未就学児）



- ①受給者は、現物給付用の受給資格証を提示します。保険診療の自己負担額の支払いはありません。
- ②医療機関等は、支払基金又は国保連合会へ併用レセプトを提出し、医療費（自己負担相当額・保険給付額）を請求します。（診療月の翌月10日まで）
- ③-1 支払基金又は国保連合会は、併用レセプトの内容を審査の上、自己負担相当額を市に、保険給付額を保険者に請求します。（診療月の翌々月）
- ④-1 市は自己負担相当額を支払基金又は国保連合会へ支払います。（診療月の翌々月）
- ④-2 保険者は保険給付額を支払基金又は国保連合会へ支払います。（診療月の翌々月）
- ⑤支払基金又は国保連合会は、医療機関等に医療費（自己負担相当額・保険給付額）を支払います。

〔支払基金：原則、診療月の翌々月21日まで
国保連合会：診療月の翌々月20日（訪問看護は診療月の翌々月末）〕

※現物給付分につきましては、領収証明書を提出していただく必要はありません。

第5章 レセプトの記載要領（現物給付）

1. レセプト作成にあたっての留意点

- ◇ 医療保険と公費の併用レセプトで請求します。
- ◇ 「療養の給付」欄の公費（福祉医療費分）の一部負担額は空欄にします。
- ◇ 福祉医療費助成制度よりも、他の公費負担制度が優先して適用されます。先に適用した公費負担制度に自己負担がある場合は、当該負担額が福祉医療費の助成対象となり、3者併用レセプトで請求します。その場合、第1公費（「公費①」）に他の公費負担制度を、第2公費（「公費②」）に福祉医療費を記載します。
適用される他の公費負担制度が2種類以上ある場合も同様です。
なお、他の公費負担制度で自己負担額が生じない場合は、福祉医療費については記載しません。
- ◇ 入院時食事療養費標準負担額（住民税非課税世帯で減額認定を受けている方）は助成対象です。「食事・生活療養」欄の公費（福祉医療費分）の「請求」及び「標準負担額」欄に自己負担額を記載します。
- ◇ 国民健康保険加入者の入院時は、限度額適用認定証に表記されている適用区分を必ず「特記事項」欄に記載します。

2. レセプトの記載事例及び計算事例

別添資料「亀山市医療費助成制度に係る診療報酬明細書等記載例及び計算事例」を参照してください。

第6章 現物給付に関する Q&A

1. 受給資格について

Q 1 現物給付対象年齢（未就学児）の受給者が受診時に亀山市の受給資格証を提示しなかった場合は、どう対応すればいいですか。（※出生や転入等による福祉医療費の受給資格取得の手続きがまだの人も含む）

A 1 受給資格証の提示がなかった場合は、償還払い・現物給付ともに医療費助成は受け付けられません。後日、受給資格証の提示があった場合にその日の医療費を償還払いとして領収証明書を提出していただくことになります。

なお、支払基金及び国保連合会へレセプトを提出するまでの間に、受給資格証の確認ができた場合は、受給資格証表示の住所に変更がないか（特に市外へ転出していないか）口頭確認をした上で、受給者へ自己負担額を返金して現物給付扱いをしていただいても構いません。

Q 2 受給資格証の確認は受診の都度、行わなければなりませんか。

A 2 受給資格証の確認は重要ですので必ず確認してください。

表示が有効期間内であっても、市外へ転出するなどの事由により、常時、資格喪失の可能性がります。

市では、転出等による資格喪失後の受給資格証の回収と資格喪失後の受給資格証を使用しないよう注意喚起に努めますが、医療機関等におかれましても、提示された受給資格証の有効期間の確認と受給資格証の表示の住所に変更がないか（特に市外へ転出していないか）の口頭確認をお願いします。

Q 3 受給資格者が、月途中で市外へ転出した場合どうなるのですか。

A 3 市外へ転出した場合は、資格を喪失することになるため、転出後の受診は亀山市助成の対象外となります。資格喪失後の受給資格者が誤って受給資格証を提示した場合や、医療機関等が受給資格証を確認せずに現物給付扱いとした場合、助成金の過払いが発生し、受給資格者または医療機関等から返金をしていただく場合があります。

そのため、医療機関等の窓口での受給資格証の確認と受給資格証の表示の住所に変更がないか（特に市外へ転出していないか）についての口頭確認が重要となりますので、ご協力をお願いします。

Q 4 福祉医療費の受給資格が喪失する要件にはどのようなものがありますか。

A 4 資格が喪失する要件としては、①年齢到達、②死亡、③市外への転出、④生活保護の受給開始、⑤施設入所等があります。

2. 医療機関等窓口での取り扱いについて

Q 5 限度額適用認定証の提示を求めるのはどうしてですか。

A 5 現物給付対象で高額療養費に該当する場合、被用者保険では一律「(ウ) : 一般」の負担区分、国民健康保険では「(ア) : 上位所得、(イ) : 上位所得、(ウ) : 一般、(エ) : 一般、(オ) : 低所得」の負担区分で高額療養費を算定することが定められていますが、「自己負担適用認定証」の確認ができなかった場合、全て一律「(ウ) : 一般」の負担区分で計算されます。このため、国民健康保険加入者の入院時は、限度額適用認定証の提示がない場合は、現物給付ではなく、償還払いで対応していただきますようお願いいたします。

また、償還払い対象の受給者につきましても、限度額適用認定証がない場合、医療機関等での窓口負担が大きくなることや、後日保険者に対し、高額療養費の請求をしていただくこととなります。負担軽減のため、医療機関等窓口において限度額適用認定証の提示を求め、お持ちでない方につきましては、保険者に限度額適用認定証の交付を受けるようご案内ください。

Q 6 現物給付方式の場合で、窓口徴収しなければならない費用はありますか。

A 6 入院時の食事療養費標準負担額（ただし住民税非課税世帯で限度額適用・標準負担額減額認定証を提示した方を除く）や保険給付の対象とならない医療費（健康診査、予防接種、差額ベッド代）等があります。

Q 7 日本スポーツ振興センター災害共済は初診から治ゆまでの総医療費 5,000 円以上を対象としており、1 回の通院では対象とならなくても、何回か通院することで 5,000 円以上の医療費がかかれば対象となる場合があるため、初期の通院では災害共済の給付対象となるか判断できないことがあります。どのように対応すべきですか？

A 7 学校や保育所等の管理下における負傷等については、日本スポーツ振興センター災害の給付対象になり、現物給付・償還払いともに福祉医療費の助成対象外となります。

福祉医療費助成制度を使わずに、保険診療の自己負担額を保護者に請求してください。最終的に災害共済の対象とならなかった場合は、償還払いにより支給します。

Q 8 亀山市「内」の医療機関発行の処方箋により、亀山市「外」の調剤薬局で調剤を受けた場合、薬剤の自己負担額は現物給付の対象になりますか。

A 8 亀山市「外」の調剤薬局のため、薬剤の自己負担額は現物給付の対象にならず、償還払いの対象になります。

Q 9 亀山市「外」の医療機関発行の処方箋により、亀山市「内」の調剤薬局で調剤を受けた場合、薬剤の自己負担額は現物給付の対象になりますか。

A 9 亀山市「内」の調剤薬局のため、薬剤の自己負担額は現物給付の対象になります。

3. 併用レセプトの提出について

Q 1 0 併用レセプト提出後に記載内容に変更があり、医療費の過誤が生じた場合はどうすればいいですか。

A 1 0 審査支払機関（支払基金・国保連合会）に対し診療報酬明細書等の取り下げ依頼を行い、再請求を行ってください。

また、過誤となった医療費については、翌月以降に審査支払機関において過誤調整が行われます。

Q 1 1 他の公費負担制度（育成医療、小児慢性など）を申請中の場合は、どうすればいいですか。

A 1 1 他の公費負担制度を申請中の場合は、併用レセプトの提出を一旦保留していただき、他の公費負担制度の受給者証の確認をしてから併用レセプトの提出をしていただくか、レセプト提出後に他の公費負担制度の受給者証を確認した場合は、審査支払機関（支払基金・国保連合会）に対し診療報酬明細書等の取り下げ依頼を行い、再請求を行ってください。過誤となった医療費については、翌月以降に過誤調整が行われます。